

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 4 月まで  
② 昭和 50 年 5 月から 52 年 8 月まで

申立期間①については、昭和 50 年 5 月頃、A 町（現在は、B 町）役場の職員から国民年金に未加入となっていると聞き、同職員に加入手続を依頼し、保険料を納付した。申立期間②については、私が夫婦 2 人分の保険料を納付組織で納付しており、夫の記録は納付済みとなっている。申立期間①については未加入、申立期間②については未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 52 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立期間②当時の納付組織における集金方法について、B 町役場は、「個人ごとの集金カードを納付組織に配布し、納付組織は集金カードの情報を基に各人から保険料を集金していた。年度途中において遡及して国民年金の加入手続が行われた場合、現年度保険料については納付組織に集金を依頼していた。」旨回答していることから、i) 申立人が所持している年金手帳の記号番号払出時点（52 年 9 月 1 日）において、納付組織における保険料納付が可能であること、ii) 年金手帳記号番号が払い出された 52 年 9 月以降、60 歳到達により平成 22 年 \* 月 \* 日に被保険者資格を喪失するまで未納期間は無いこと、iii) 申立人の夫は納付済みとなっている上、52 年 9 月以降の申立人及び申立人の夫に係る納付記録もほぼ一致していることなどから、当該期間において、申立人が申立人の夫の保険料のみを納付し、自身の保険料を納付していないことは不自然である。

申立期間①については、年金手帳記号番号払出時点において、既に時効が到来しており、制度上、保険料を納付することができない上、申立人が加入手続を依頼し、保険料を納付したとする役場職員について、B町役場は、「当該職員は、昭和47年4月1日から51年11月14日までA町立C事業所に配属されており、同職員は当時、申立人の国民年金の加入状況について把握することは不可能であったと考えられる。また、国民年金担当課以外の職員が、国民年金の加入指導や保険料を収納することは考えられない。」旨回答している。

また、申立人が加入手続等を依頼したとする役場職員は、既に死亡しているため、加入手続やその後の保険料納付の状況について確認することができない。

申立期間②のうち昭和50年5月から52年3月までの期間については、年金手帳記号番号払出時点において、i) 50年5月及び同年6月は既に時効が到来しており、制度上、保険料を納付することができないこと、ii) 50年7月から52年3月までの期間については過年度保険料となるが、B町役場は、「役場及び納付組織において、過年度保険料を領収することはなかった。」旨回答している上、申立人も、「納付組織以外で納付したことはない。」と供述していることなどから、当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

また、申立人が、納付組織内の同じ班に所属していたとして氏名を挙げた2人に照会したところ、2人とも申立人については記憶しているものの、申立人の納付組織における保険料の納付時期等、具体的な納付状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳（A町交付）のほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしており、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和52年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、同年4月及び同年5月については、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるため、当該期間を国民年金の納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A組合における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年4月7日）及び資格取得日（昭和48年12月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和48年4月から同年10月までは8万6,000円、同年11月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月7日から同年12月21日まで

昭和45年9月から50年1月まで、B社からA組合にC店の責任者として出向し、同組合に正社員として継続して勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、48年4月7日から同年12月21日までの期間だけが厚生年金保険に未加入となっているので、この期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A組合において、昭和46年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、48年4月7日に資格を喪失後、同年12月21日に再度資格を取得しており、48年4月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人と同時期にB社からA組合に出向した同僚1人及び申立期間当時のB社の取締役2人の供述から、申立人は申立期間も前後の期間と同様にA組合に正社員として継続して勤務していたと認められる。

また、申立人の妻が、申立期間当時、申立人と同じC店で勤務していたとして名前を挙げた4人（上記同僚1人を含む。）は、いずれも、申立人

と同様に昭和 46 年 1 月 1 日に A 組合において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立期間及びその前後の期間を通じて厚生年金保険被保険者となっている。

さらに、このうち 2 人は、「A 組合では、従業員であれば全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述し、うち 1 人は、「私も申立人も、申立期間及びその前後の期間を通じて業務内容や身分（正社員）に変更は無かった。」とも供述している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間中の標準報酬月額については、申立人の A 組合における申立期間前後のオンライン記録から、昭和 48 年 4 月から同年 10 月までを 8 万 6,000 円、同年 11 月を 9 万 8,000 円（昭和 48 年 11 月に法改正に伴う標準報酬月額等級表の改訂あり。）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 48 年 4 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を昭和 56 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 62 年 12 月 30 日から 63 年 3 月 16 日まで

申立期間①については、B 市の C 組合から同市の A 社に転職した時期、申立期間②については、A 社から D 市の E 社に転職した時期、申立期間③については、F 市の G 社から B 市の H 社に転職した時期であるが、当時は子供が就学中であった関係で健康保険が途切れないように勤務していたと思うので、当該期間の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 56 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断して、申立人が当該期間に、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 1 月の標準報酬月額から 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡しているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、昭和56年3月1日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の記録が無い上、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はC組合における厚生年金保険被保険者資格を昭和55年9月30日に喪失し、C組合を退職後に入社したA社における同被保険者資格を55年10月1日に取得していることが確認できるが、申立人は、申立期間①は子供が就学中であったため健康保険の資格が途切れることはなかった旨主張している。

しかしながら、C組合及びA社は共に解散しており、申立人の申立期間の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、C組合に係る複数の同僚に当時の状況を確認したが、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によりC組合での被保険者22人（申立人を含む。）の資格喪失日を確認したところ、月初めの1日となっている者は4人、月末となっている者は申立人を含めて3人、月途中の者は15人確認できることから、C組合の資格喪失日の取扱いは区々であり、申立人の月末での被保険者資格の喪失が不自然とまでは言えない。

このほか、申立人も給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、G社において、厚生年金保険被保険者資

格を昭和 62 年 12 月 30 日に喪失し、同社を退職後に入社したH社において、被保険者資格を 63 年 3 月 16 日に取得していることが確認できるが、申立人は、申立期間③は子供が就学中であったため健康保険の資格が途切れることは無かった旨主張している。

しかしながら、H社に係る雇用保険の資格取得日は、同社の厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和 63 年 3 月 16 日となっている上、申立人のG社に係る雇用保険記録は確認できず、G社の複数の同僚に当時の状況を確認したが、申立人の申立期間③における勤務状況や厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、G社の当時の事業主が、「G社では勤務中に社員の厚生年金保険の資格を喪失させることは無かった。申立人については、昭和 63 年の新年から突然出社してこなくなったと思う。」旨供述している上、G社が加入していたI厚生年金基金の保管する加入員台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和 62 年 12 月 30 日であり、これはオンライン記録と一致する。

このほか、申立人は入社月や退職月についての記憶は曖昧である上、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月から26年12月25日まで  
昭和24年11月から29年2月29日までA社及びB社に常用工として勤務していた。B社C事業所に勤務していた26年12月25日から29年3月1日までの期間については厚生年金保険に加入しているのに、A社D事業所に勤務していた申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間にA社（現在は、B社）D事業所に常用工（同社が、正職員とは別に雇用していた期間工）として勤務していたと推認できる。

しかし、申立期間中の昭和25年11月から26年11月までD事業所に申立人と同じ常用工として勤務したとする同僚について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが氏名が無く、当該期間は申立人と同様に厚生年金保険に未加入となっている。また、当該同僚は、D事業所を含め5か所のA社事業所で勤務したとしているが、オンライン記録では、そのうちD事業所を含む2か所については厚生年金保険に未加入となっている。

さらに、申立人が申立期間後に勤務したB社C事業所で厚生年金保険に加入している同僚等9人に照会したところ、そのうち2人は「A社の事業所に常用工として勤務していた期間で、厚生年金保険に未加入となっている期間がある。」と供述している。

これらのことから、A社の事業所では必ずしも一律に常用工を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると申立人の記号番号は、申立期間後にB社C事業所に払い出されていることが確認できる。

このほか、B社は申立人に係る人事記録を保管しておらず、常用工の厚生年金保険への加入の有無については不明と回答している上、申立人にも申立

期間の給与明細書等はなく、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年頃  
② 昭和 48 年頃から 49 年頃まで  
③ 昭和 50 年頃

申立期間①はA社にB担当として、申立期間②はC社にD担当として、申立期間③はE社にD担当としてそれぞれ勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、各期間の年金記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社（現在は、F社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある17人、当時の申立人の所属部門課長1人及び取締役1人に照会したが、いずれからも、申立人のA社における勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、F社では、申立期間当時の人事関係資料を廃棄しているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入していることが確認できる。

### 2 申立期間②について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にC社で厚生年金保険の加入記録がある15人及び当時の取締役4人に照会したが、いずれからも、申立人のC社における勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、C社では、申立期間当時の人事関係資料を廃棄しているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録及びG市の記録によると、申立人は、申立期間②において、国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

3 申立期間③について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にE社で厚生年金保険の加入記録がある14人及び当時の取締役2人に照会したが、いずれからも、申立人のE社における勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、上記取締役1人は、「従業員が希望すれば、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、当時、E社では、必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、E社は昭和51年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の人事関係資料も無いことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録及びG市の記録によると、申立人は、申立期間③において、国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年頃から 47 年頃まで  
昭和 45 年頃から 47 年頃まで、A事業所にB担当として勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA事業所で厚生年金保険の加入記録がある 14 人及び当時の事業主の妻（社会保険事務担当）に照会したが、いずれからも、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、上記事業主の妻は、「明確な基準は覚えていないが、申立期間当時は必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述し、上記同僚 1 人も、「従業員が希望すれば厚生年金保険に加入しないことも可能であった。」としている。

さらに、A事業所は昭和 63 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の人事関係資料も無いことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 21 日から 57 年 1 月 21 日まで  
運転手仲間に誘われて、昭和 55 年 12 月 21 日から 57 年 1 月 20 日まで、A 市 B 区にあった C 社に運転手として勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 55 年 12 月 21 日から 57 年 1 月 20 日まで C 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C 社は、申立期間後の平成 18 年 10 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、C 社に照会したところ、「申立人とは雇用関係にあったが、給与から厚生年金保険料は控除していない。また、平成 18 年 10 月 6 日に適用事業所となるまでは、従業員に対し、国民年金と国民健康保険に加入するよう指導していた。」旨の回答をしている。

そこで、C 社が適用事業所となった平成 18 年 10 月 6 日に被保険者資格を取得した 14 人の年金記録を確認したところ、役員である 2 人は、同社設立時（昭和 43 年 8 月 28 日）から 60 歳に到達するまで、11 人は同社が適用事業所となる前日まで国民年金に加入していることが確認できる。

なお、オンライン記録により、申立人は申立期間を含む昭和 55 年 4 月 16 日から 58 年 9 月 1 日まで国民年金に加入し、保険料免除の申請手続きを行っていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで  
② 平成 6 年 10 月から 7 年 9 月まで  
③ 平成 12 年 10 月から 13 年 5 月まで

申立期間①を含む昭和 48 年 12 月から平成 2 年 5 月まではA社に、申立期間②及び③を含む平成 2 年 6 月から 13 年 5 月まではB社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、各申立期間の標準報酬月額がその直前月より下がっている。両社に勤務している期間に給料が下がったことはないのに、各申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社では、給料が下がったことはないにもかかわらず、標準報酬月額が昭和 60 年 10 月に 16 万円から 15 万円に下がっているのは納得できないとしている。

しかし、オンライン記録により、A社で申立人と同程度の標準報酬月額であった女性従業員 8 人について、昭和 60 年から平成元年までその推移を確認したところ、6 人の標準報酬月額が一時的に低下しており、そのうち 2 人の低下は申立期間①と同時期となっている。

また、申立期間①の標準報酬月額の低下は、定時決定による 1 等級の変動であり、上記 6 人の同僚のうち 1 人が「A社では、業務量が少ない時期でも基本給が下がったことはない。残業手当については、多い時期には 3 万円以上あった。」と供述していることから、当該低下は、残業手当の増減による変動と考えられ、不自然とはいえない。

さらに、別の同僚は、「昭和 60 年 10 月に標準報酬月額が 1 等級下がっているが、保管している当時の給与明細書では、厚生年金保険料控除

額が1,035円増えている。」と回答している。しかし、当時の厚生年金保険法によると、60年10月1日から保険料率が上がっており、当該差額は、同人のオンライン記録に基づき算出した保険料の差額と一致していることから、当時、A社では適切に保険料控除が行われていたことがうかがえる。

加えて、A社は既に解散しているほか、当時の事業主は、賃金台帳等は残っていないとしており、申立期間①の給与額、厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社では、給料が下がったことはないにもかかわらず、標準報酬月額が平成6年10月に13万4,000円から12万6,000円に、12年10月に15万円から14万2,000円にそれぞれ下がっているのは納得できないとしている。

しかし、オンライン記録によりB社で申立人と同程度の標準報酬月額であった女性従業員16人について、平成5年から13年までその推移を確認したところ、8人の標準報酬月額が一時的に低下しており、そのうち3人は、申立人と同様、複数回低下しているほか、申立期間②と同時期の低下が5人、申立期間③と同時期の低下が6人確認できる。

また、当時の同僚6人に確認したところ、3人は「業務量の多い時期と少ない時期があった。」としており、そのうち1人は「業務量の少ない時期でも基本給が下がったことはない。業務量の多い時でも、残業は月に4、5時間程度で、残業手当額も月に6,000円ぐらいだったと思うが、本当に納期が迫った時には休日出勤したこともあったと思う。」と供述している。当該供述並びに申立期間②及び③の標準報酬月額の低下はいずれも定時決定による1等級の変動であることを踏まえると、申立期間②及び③については、残業手当の増減による変動と考えるのが自然である。

さらに、申立人が平成13年5月31日にB社を退職した際の雇用保険の賃金日額の記録から、申立期間③のうち12年12月から13年5月までの期間の給与支給額平均は13万3,000円程度とみられる。

加えて、B社は閉鎖され、同社の元事業主に確認したところ、当時の賃金台帳等は残っていないとしており、申立期間②及び③の給与額、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

3 このほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から同年 9 月まで  
② 昭和 48 年 3 月から平成 17 年 4 月まで

申立期間①について、A社での入社時の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給料より少ないので調査し訂正してほしい。

申立期間②について、B社に勤務していたが、勤務期間中の標準報酬月額の記録が自分が記憶している給与の額を下回っているので調査し訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は「入社当初の申立期間①は2万円ぐらいの給与があり、標準報酬月額の1万4,000円は低い。」と主張している。

しかし、申立人によれば、「春から夏にかけて残業が多かった。」と供述し、申立期間①後の昭和40年10月の定時決定により、申立人の標準報酬月額は2万8,000円と申立人が記憶している給与に相当する標準報酬月額に改定されていることから、A社（45年5月C社に社名変更）が資格取得時に届出をした給与見込額より残業手当で給与額が多くなり、標準報酬月額と申立人が記憶している給与額とに差異が生じたものと推認される。

また、申立人と同時期にA社の厚生年金保険に加入した男性同僚6人の資格取得時の標準報酬月額は、全て1万4,000円である。

さらに、申立人は給与明細書を所持していないほか、A社は平成元年3月22日に全喪している上、当時の役員は既に亡くなっており、A社における申立期間①の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「標準報酬月額記録が自分が記憶している給与の額を下回っている。」と申し立てている。

しかし、申立人が保管している平成7年4月及び17年1月から同年5月までの期間の給与明細書の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が保管している昭和58年から平成11年まで及び16年の源泉徴収票、平成2年から17年までの給与明細書の額を転記して作成したメモ並びにB社が保管している15年から17年までの源泉徴収簿を基に標準報酬月額を試算したところオンライン記録と一致している。

さらに、B社では「社会保険被保険者台帳（従業員名簿兼各年の標準報酬月額が分かる資料。）」を保管しているが、申立人について同台帳上の標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

加えて、B社は平成5年7月1日からD厚生年金基金に加入しているが、申立人について同基金が保管する加入員台帳とオンライン記録は一致している。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。